

広島県血圧計導入促進助成の概要について

1. 目 的

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 助成交付額

血圧計（業務用）の取得価格（消費税抜き）の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）ただし、1台あたり上限50,000円

3. 助成対象者

公益社団法人広島県トラック協会の会員事業者（※中小企業者）

※ 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 対象機器

管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする。

5. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月5日まで

※ 上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点までとする。

6. 助成申請

会員事業者は、所属する協会支部に申し込むこと。

広島県血圧計導入促進助成金交付要綱

平成 30 年 3 月 23 日制定

令和 7 年 3 月 26 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

（目的）

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する会員事業者に対して機器導入経費の一部を助成する。

（助成対象）

第 2 条 助成の対象は、次条に定める機器を導入する会員事業者で中小企業者とする。

なお、中小企業者とは、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の会社及び個人

※ 前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

（対象機器）

第 3 条 助成の対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする。

（実施期間）

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 5 日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合はその時点までとする。

（交付額）

第 5 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、機器の取得価格の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）を交付する（ただし、1 台あたり上限 5 0, 0 0 0 円。中古品及びリース導入は除く。）。なお、取得価格に消費税は含まない。

ただし、国や他の団体等から補助金が交付された機器に対しては、協会の助成金を交付しない。

取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成を希望する会員事業者は、機器の導入が完了したときは、別紙様式「広島県血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」（以下「申請書」という。）により、助成金を申請するものとし、所属する協会支部に提出する。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付すること。

ア 中小企業者である確認書類（事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写）

イ 購入した品目及び型式、台数、金額を記載した納品書又は請求書の写で機器の取得価格がわかるもの。

ウ 支払いを証明する領収証の写（金融機関振込金受取書等の写でも可）

エ 手形（自振手形に限る）による購入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合等）を添付して申請すること。

なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。

オ 割賦購入の場合は、導入機器（品目及び型式・数量・金額）が記載された割賦契約書の写を添付すること。

3 所属する協会支部への提出期限は、令和8年3月5日（必着）とする。

（助成金の交付）

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（機器の処分制限）

第9条 会員事業者は、交付対象となった機器が導入の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附 則）本要綱は、平成30年4月1日より施行する。

平成31年3月22日 一部改正 （平成31年4月1日施行）

令和2年3月25日 一部改正 （令和2年4月1日施行）

令和3年3月24日 一部改正 （令和3年4月1日施行）

令和4年3月24日 一部改正 （令和4年4月1日施行）

令和5年3月23日 一部改正 （令和5年4月1日施行）

令和6年3月26日 一部改正 （令和6年4月1日施行）

令和7年3月26日 一部改正 （令和7年4月1日施行）